③　時価の評価プロセスの説明

当法人では時価の算定に関する方針及び手続きを定めており、レベル３の時価は、資産管理機関から提示された価格によることとしています。また、資産管理機関から提示された価格については、その変動要因を毎年度分析するとともに、投資先の投資内容についてモニタリングを実施し、把握しています。

④　重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

当法人自身が観察できないインプットを推計していないため、記載していません。

８．退職給付引当金

⑴　採用している退職給付制度の概要

当法人は、役職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を採用しています。当該制度では、給与と勤務期間等に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。

⑵　確定給付制度

①　簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	990,771,300円
退職給付費用	190,096,600円
退職給付の支払額	△ 89,161,700円
期末における退職給付引当金	1,091,706,200円

②　退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	190,096,600円

なお、区分経理の財務諸表については、ホームページhttps://www.gpif.go.jp/をご覧ください。

企業年金基金解散公告

当企業年金基金は厚生労働大臣の認可を受け基金の解散の認可があったものとみなされたので、次のとおり公告します。

１．企業年金基金の名称

セゾンテクノロジー企業年金基金

２．事業所の所在地　東京都港区赤坂１－８－１

３．実施事業所の名称及び所在地

株式会社セゾンテクノロジー　東京都港区赤坂一丁目８番１号

４．解散の理由　確定給付企業年金法第81条に基づく法第85条第１項による。

５．解散の認可があったものとみなされた事項

当基金の事業主が規約型企業年金を実施することの承認を受け、当基金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務を当該規約型企業年金の事業主に移転・承継すること。

６．解散認可年月日　令和７年10月１日

令和７年10月９日

東京都港区赤坂１－８－１

セゾンテクノロジー企業年金基金

理事長　武田　俊介

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

札幌市中央区南十九条西六丁目一番一三号

株式会社藤木商会

代表清算人　藤木　康仁

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附六一番地二

株式会社ホーミー・イン六ヶ所

代表清算人　郡　健太郎

解散公告

当社は、令和七年九月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

青森県弘前市大字石渡二丁目四番地二コーポ石渡二〇二号室

株式会社システムタカ

代表清算人　小山内　隆憲

解散公告

当社は、令和七年八月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

秋田県仙北市田沢湖卒田字早稲田四三〇番地

株式会社わらび座

代表清算人　中村　**隆**

解散公告

当社は、令和七年九月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

茨城県古河市小堤一四二〇番地の七

有限会社綾部電気

清算人　綾部　洋之